

第5回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年9月28日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 17名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	3番	小笠秀哉
推進委員	4番	興梶千恵美	推進委員	5番	畦池港
推進委員	6番	小貫峰重	推進委員	7番	渡邊巳鶴
推進委員	8番	木村俊一			
- 4 欠席委員 1名

推進委員	2番	田中春男
------	----	------
- 5 議事内容
 - 議案第23号 農地法第3条の許可について
 - 議案第24号 農地法第5条の許可について
 - 議案第25号 農用地利用集積計画の承認について

事務局	ただ今から第5回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に6番と7番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第23号農地法第3条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第23号の1番と2番については関連しておりますので一括して説明させていただきます。また3番から6番についても関連しております。 (議案第23号1番と2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	対象地については大石集落に向かう途中になります。どちらの土地も渡人と受人の親の世代に口約束による土地の交換を行っていたため、受人が自分の土地だと思っておりましたが、地籍調査の際に渡人の名義になっていることが発覚したということになります。受人は農業者年金をもらっているため、所有権が移ったあとは人に貸すことになっております。 特に問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手により議案第23号1番と2番について承認とします。 続きまして議案第23号3番から6番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第23号3番から6番について説明)
議長	担当委員の説明をお願いします。
坂本委員	受人については林業を営んでおります。申請地については以前取得した土地の周辺となっております。 特に問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	現在土地はどうなっているのでしょうか。
坂本委員	5年ほど前までは野菜を作っていたようですが今は何も耕作されておられません。
太田委員	受人については以前に別の農地を取得しておりますが、農地として利用しておりません。今回の申請地についてもすでに耕作されておらず荒れているのであれば、そのような場所を取得して耕作するとは思えず、農地法3条の2項により農地の取得は認められないと思うのですが。
事務局	農地法3条の2項ということで、3条による所有権については耕作の用に供するためということで、耕作が目的のものでなければいけないということですが、受人に聞いたところ、将来的には資材置場としての利用も考えているとは聞いておりますが、耕作するという目的でなければ許可できないということは本人にも説明しており、本人からも耕作する予定であるということを知っております。
太田委員	現に、以前取得した土地について荒れているため耕作するとは思えません。以前別の場所についても取得していますが、そこも荒れております。
飯干委員	五ヶ瀬町については将来、高速道路が通る計画がありますが、そのために町内の土地を買っているかたがいるようです。今回の受人については過去に数回程度、申請地周辺の農地を取得しているわけですが、高速道路のためということはないのでしょうか。そのようなことであれば認めるわけにはいかないのですが。
事務局	高速道路のためではないかということについてですが、受人の林業の事務所が申請地の近くにあるため、農地に限らず申請地の周辺の土地のほうが都合がよいということであります。
飯干委員	事務所が近くにあるということを知りませんでした。そうであれば申請地近くの土地を取得しているということにも納得ができます。
太田委員	3条による所有権移転ということであれば、やはり3条の2項により耕作目的でなければ認めるわけにはいかず、受人が申請地まわりの土地を耕作していない状況や、後々別の用途として使う意思があるのであれば、その時に5条としてあげるべきだと思います。また、以前にも今回の申請地が議案として出てきておりますが、その際は結果的に農振から外れてなかったということでしたが、農振のほうはどうなっているのでしょうか。
事務局	農振の除外については現在手続きを進めておりますが、農振除外は来年になる予定となっております。
太田委員	であれば来年の農振除外の後に正式に5条として上げるべきかと思えます。今回の案件を通すということであれば、今後似たような案件が出た際にすべて通さざるを得なくなってしまうと思えますし、事務局側が事情を把握しておきながら3条として通すつもりなのはいかがなものかと思えます。
議長	今回の案件につきましては保留ということにし、一度事務局で再協議ということにいたします。続きまして議案第24号農地法第5条の許可について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第24号の1番と2番については関連しておりますので一括して説明させていただきます。 (議案第24号1番と2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
木村委員	この案件は、受人が土地を買い受け牛舎を建築するというもので、匂いの関係により人家から外れた場所を探した結果、この場所になったものです。 特に問題ないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思えます。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手により議案第24号1番と2番について承認とします。 続きまして議案第25号農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。

事務局	(議案第25号について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
藤木委員	大変申し訳ありませんが、聞き取りをすることができなかつたため、事務局から説明をお願いできないでしょうか。
事務局	この案件については、数年前から基盤強化法によりすでに受人が利用しているものになりますが、今年の3月で期限が切れておりましたので再設定するものになります。貸人の住所が福岡県となっておりますが、実家が鞍岡であり、申請地の近くとなっております。現在も実際に利用されておりますので特に問題はないかと思ひます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	議案書に自作地がありますが、耕作しているのでしょうか。
事務局	この数字は鞍岡の実家に現在住んでおられるご家族の方の所有地も含んでおりますので、この数字全てが貸人の土地というわけではございません。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思ひます。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局	以上を持ちまして、第5回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____